

方法書作成の手引き

方法書作成の手引き

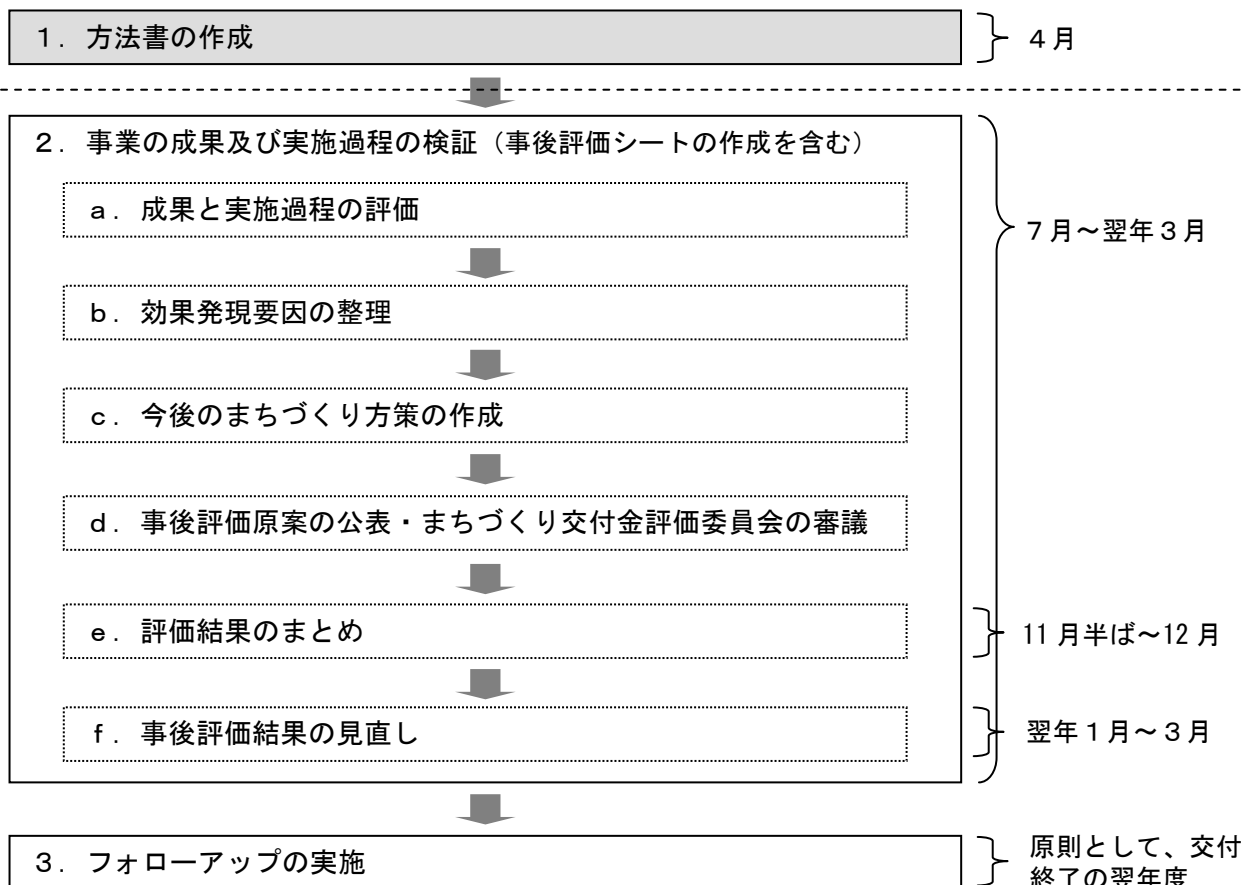
1. 本手引きについて	1
2. 方法書の作成	2
(1) 成果の評価方法	
(2) 実施過程の評価方法	
(3) 効果発現要因の整理方法	
(4) 今後のまちづくり方策の作成方法	
(5) 事後評価原案等の公表方法	
(6) まちづくり交付金評価委員会の審議	
(7) 有識者から意見聴取方法	
(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況	

1. 本手引きについて

「事業の成果及び実施過程の検証」並びに「フォローアップ」の作業が円滑かつ確実に進められるよう、交付終了年度の初頭に「方法書」を作成し、国に提出します。

この「方法書作成の手引き」は、方法書を作成する手順をとりまとめたものです（図1の網掛け部分）。本手引きを参考に、方法書を作成してください。

【実施時期】



■図1 事後評価手続きの手順と概要フロー

2. 方法書の作成

方法書は、各評価項目について、いつ頃、どのような作業を行うことによって評価を実施するか、その方法を予め設定する、いわば、評価の“実施計画書”です。具体的には、「方法書作成の手引き」に基づき、定量的な指標の計測時期や計測方法、各種検討作業の時期や主体、検討手法等を「まちづくり交付金 事後評価方法書」に記入するものです。

その後の「事業の成果及び実施過程の検証」並びに「フォローアップ」にかかる一連の作業は、市町村が自ら作成した方法書に従って進めることが原則となります。（方法書作成時には予期していなかった状況の変化等により他の方法を用いることが合理的な場合には、方法書に固執することなく適切に対応することとします。ただし、方法書と異なる方法となる場合、まちづくり交付金評価委員会（後述）において、その変更の適切性等を確認していただくこととなります。）

以下の記入要領に基づき、各評価項目の計測又は確認の時期、主体、手法等を「様式1 まちづくり交付金 事後評価方法書」に記入してください。

■表 1 方法書の作成手順

記入項目	内 容	本手引きの掲載頁
(1)成果の評価方法	「都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況」と「その他の数値指標(当初設定した数値目標以外の指標)により計測される効果発現状況」の評価方法を設定する。	P.8～P.17
「都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況」	数値目標として掲げたすべての指標の計測方法を設定する。 *「事前評価」「事後評価」「フォローアップ」の3段階で記入	P.8～P.15
「その他の数値指標(当初設定した数値目標以外の指標)により計測される効果発現状況」	その他の数値指標(当初設定した数値目標以外の指標)の計測手法を設定する。 *「事前評価」「事後評価」「フォローアップ」の3段階で記入	P.16～P.17
(2)実施過程の評価方法	「モニタリングの実施」、「住民参加プロセスの実施」、「持続的なまちづくり体制の構築」の結果の検証方法を設定する。 *「事前評価」「事後評価」の2段階で記入	P.18～P.21
(3)効果発現要因の整理方法	評価結果の要因整理の整理方法(時期、実施主体、実施体制)を設定する。	P.22～P.23
(4)今後のまちづくり方策の作成方法	今後のまちづくり方策の作成方法(検討手法、実施体制等)を設定する。	P.22～P.23
(5)事後評価原案等の公表方法	住民への事後評価原案及び評価結果(最終)の公表方法(媒体、実施期間等)を設定する。	P.22～P.23
(6)まちづくり交付金評価委員会の審議	学識経験者及び専門家等を交えたまちづくり交付金評価委員会の設置方法、運用方法等を設定する。	P.24～P.25
(7)有識者からの意見聴取方法	事後評価に関わる、有識者からの意見聴取方法(段階、方法、内容等)を設定する。	P.24～P.25
(8)事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況	事後評価の実施にあたり、必要となる予算措置が講じられているかどうかを記入する。	P.24～P.25

■方法書作成に関わる用語説明及び留意事項

(1) 方法書の記入項目

方法書の記入項目には、それぞれの以下の内容を記入する。

項目	内容
①時期	実施済みあるいは実施予定の年月を記入する。
②実施主体	担当部署名を記入する。
③計測（確認）方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前評価時における『従前値』の求め方を記入する ・ 具体的には、数値目標を計測（確認）する際の考え方や計測手順（確認手順）、計測方法、計測又は算定時の適用データ、参照データ（出典も含む）等を具体かつ詳細に記入する ・ 事後評価又はフォローアップ時に、事前評価時と異なる手法を用いる場合には、『具体的な手法』と『相違する理由』を記入する ・ 事後評価時に測定したデータが確定した値か見込みの値かを記入する
④体制	効果発現要因の整理、今後のまちづくり方策を検討する際の体制（メンバー、実施回数等）を具体かつ詳細に記入する。
⑤対象	住民参加プロセスの実施状況の確認、持続的なまちづくり体制の構築状況の確認を実施する際の確認事項（実施結果、組織等）を具体かつ詳細に記入する。
⑥設置・運用方法	まちづくり交付金評価委員会において審議する際に必要となる設置・運用方法等を具体かつ詳細に記入する。
⑦フォローアップ時の記入方法 ※フォローアップは、事後評価時に『見込みの値をもって目標達成を見込んだ場合』に必ず実施する	<ul style="list-style-type: none"> ・ フォローアップ時に、本方法書と相違する計測手法を用いる場合は、変更内容が分かる資料をフォローアップ結果の報告時に添付することとする。 ・ フォローアップが必要ない場合（全ての評価値が【確定】の場合）は、計測手法の欄には特に記入の必要はない（その代わりに、必要がない旨を記述する）

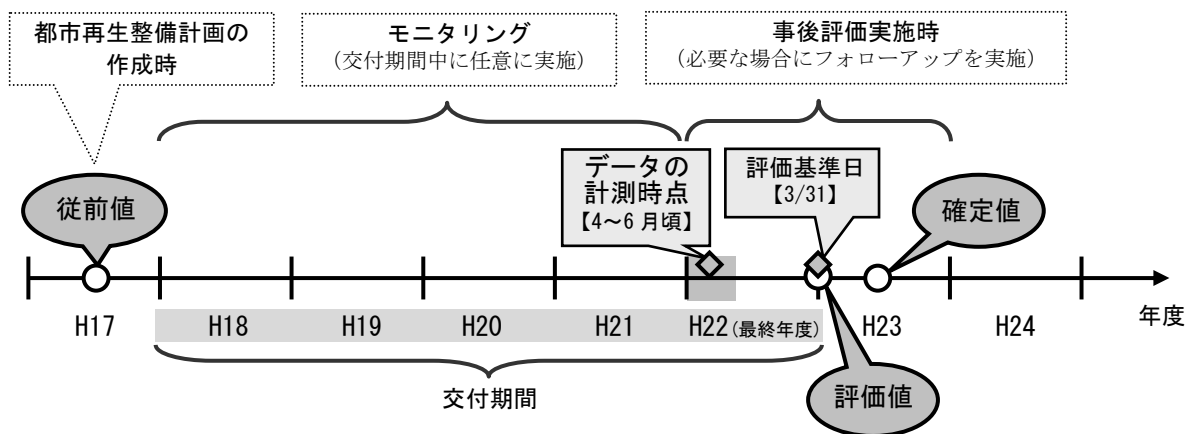
(2) 評価に用いる値の概念の整理

方法書の作成に先立ち、評価に用いる指標の各値の概念を時系列で整理する。

1) 定義

従前値	都市再生整備計画作成時の従前の値を指す。
評価値	事後評価に用いる値を指す。まず交付終了年度の4～6月頃にデータを計測し、その結果を基に下記の評価基準日時点の評価値を求めることとする。なお、評価値には【確定】と【見込み】がある（次頁参照）。
評価基準日	事業の効果がすべて発現すると想定される、交付期間の最終日（3月31日）を指す。原則として、この時点の評価値を用いて事後評価を実施する。
確定値	評価基準日における評価値として見込みの値を用いた場合に、フォローアップを実施して測定する値を指す（原則として翌年度に行う）。この確定値を用いて事後評価の検証を行う。

2) 時系列での整理（交付期間を平成18～22年度と仮定した場合）



○データの計測時の留意事項

- 事後評価は交付終了年度に実施することと定められているため、実施スケジュール上、交付終了年度の4～6月頃までにデータを計測する。ただし、評価にはできる限り新しいデータを用いることが望ましいことから、事後評価の実施スケジュールに影響を及ぼさない範囲で、計測時期を変更して差し支えない。
- データの計測時の手法として、主に次の方法が想定される。

a. 計測	統計	人口や世帯数など、統計書等の数値を評価値として用いる
	実測	交通量調査など、実際に計測した値を評価値として用いる
b. 類推		過去の類似事例等を基に推測した値を評価値として用いる

- 方法書及び事後評価シートには、計測時の手法として、上記に示すような計測・類推の種別のほか、方法の内容や参照する統計データ等の出典を具体的に記述することとする。

○評価値の算出時の留意事項

- 計測等データを基に、評価基準日【3/31】における評価値を求めることを基本とする。
- 評価基準日の値を導く方法は5つのパターンがある（次項参照）。
- 評価基準日における評価値として見込みの値を用いた場合には、原則としてフォローアップを行い、確定値により事後評価の検証を行う。
- 指標として国勢調査や商業統計調査などの数年に一度実施される調査結果の利用を想定している場合は、評価値の確度を高めるため、できる限り毎年実施されている同種の統計調査結果を用いて補完することが望ましい。